

子ども、家族、働く母親の現状

——子どもの健全な成長につながる母親の就労に向けたデータ・レビュー——

明 石 留美子

1. はじめに——問題の背景と本稿の目的

少子高齢化に伴って労働力人口が縮小するなか、日本の成長戦略の一つとして女性の労働参加，社会進出が推進されている。男女雇用機会均等法(1986年施行)，仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章および仕事と生活の調和推進のための行動指針(2010年)，女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)(2016年施行)など，種々の政策によって後押しされ，母親を含めた女性の労働参加が進展している。就労する女性は増加傾向にあり，2019年には3,058万人，労働力人口における割合は44.4%となった(厚生労働省, 2019)。

一方，子どもの現況を振り返ると，様々な問題が顕在化している。その一つが児童虐待である。18歳未満児への虐待相談対応件数は増加の一途をたどり，2020年度には20万件を超え，過去最多となった(厚生労働省, 2021b)。いじめの認知件数も2019年度には61万件となり，こちらも過去最多を記録している(文部科学省, 2020a)。小・中学生の不登校も増加を続け，2019年度には18万人となり(文部科学省, 2020b)，15～39歳の若者については無業者が87万人(2020年)(内閣府, 2021)，ひきこもりの状態にある者が54万人(2015年度)に上っている(内閣府, 2019)。また，2020年の自殺のデータを見ると，20代(2,521人)と10代(777人)の増加が著しいことに気づく(厚生労働省, 2021a)。子どもの貧困率は2018年に14.0%(相対的貧困率15.7%)となり(厚生労働省, 2020a)，およそ7人

に1人の子どもが貧困状態にあることがわかる。一方、少年犯罪や非行は減少傾向にあり、不安なデータの一方で明るいデータもある(法務省, 2020)。

2020年の出生数は84万832人で、過去最低の水準となった(厚生労働省, 2021c)。子どもは独りで生活していけず、親、家族との関係は不可分の存在である。従って、子どもの課題とその養育者である母親の就労課題をそれぞれ異なるものとして個別に扱うのではなく、総合的に検討していく必要がある。

本稿では、子ども、家族、女性・母親の就労についての主要データを、マクロの視点から総合的に整理し、これら三者の実態を知ることが女性と母親の労働参加のあり方を考える出発点としたい。現代社会の子どもが直面している以上のような問題と母親の就労との関係性は、先行研究において現時点では明らかでない。しかし、少子化が進行する社会で、女性、とりわけ母親の労働参加を、女性の権利、女性の活躍、仕事と家事・育児の時間配分から考える量的なワーク・ライフ・バランスからのみ捉えるだけでは不十分である。子どもの成長との関わりも視野に入れ、子どもの健やかな成長につながる質的なワーク・ライフ・バランスの視点が不可欠であると考え。その基盤として本稿では、子ども、家族、女性・母親の労働に関する主要データから実態と課題を理解する。

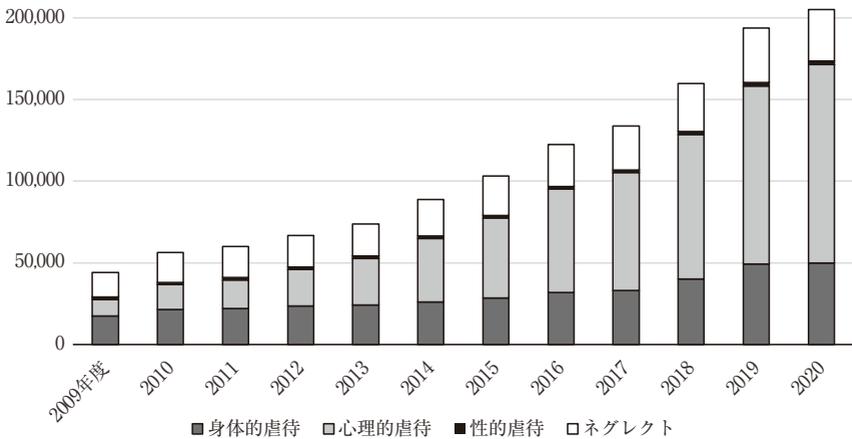
2. 子どもが直面している問題

本項では、子どもの成長にマイナスの影響を与える問題について振り返る。まず、親子の関係性から生じる児童虐待であるが、児童相談所での児童虐待相談対応件数は、統計が取られるようになってから増加の一途をたどっている(厚生労働省, 2021b; 山下, 2019)。こうした数値は相談・通報件数であるため、誤報や実際に虐待が認められなかったケースも含まれるほか、通報されていないケースも存在していることに留意が必要だ。図1が示すように、2020年度の児童虐待相談対応件数は20万件を超え、過去最多となった(厚生労働省,

2021b)。児童虐待を内容別に見ると、なかでも最も多いのは心理的虐待(12万件, 59.2%)で、次いで身体的虐待(5万件, 24.4%)、ネグレクト(3万件, 15.3%)、性的虐待(2,000件, 1.1%)であった。以上のデータはコロナ禍に見舞われた2020年度のデータである。同年度は感染防止のための外出自粛要請により親子が自宅で過ごす時間が増え、虐待の増加が懸念されていた。対応の総数では2019年度に比べ1万1,249件増加したものの、増加幅は5.8%となった。2018年度と2019年度の対前年度比を見ると、それぞれ19.5%増, 21.2%増であり、2020年度はそれらを大きく下回っていることから、自粛のため気付かれにくかったこともあろうが、自粛生活と虐待の関連性は認められないと考えられる。また、2019年度のデータであるが、主たる虐待者は、実母が最も多く(47.7%)、次いで実父(41.2%)であることが報告されている(内閣府, 2021)。

児童虐待に関してもう一つの重要な点を示す。少し古いデータであるが、総務省は2009-12年に児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)について初の政策評価を行った(総務省, 2012)。このなかで40の児童相談所と39の市町村から児童虐待事例を抽出して、虐待を行った保護者への援助の効果が評価されている。2009年度の初期アセスメントから同年度末までの児童虐待の程度を比較したところ、児童相談所では27.7%に変化がなく、1.4%が悪化、市町村では53.4%に変化が見られず、2.6%が悪化していた。再発率を調べると、児童相談所では5.0%、市町村では3.7%であった。こうしたデータは、保護や介入があっても虐待を受け続ける子どもが存在することを明示する。また、2020年に児童相談所を対象に行った調査では、児童虐待により要保護と判断され一時保護された子どものうち、社会的擁護措置を受けずに家庭復帰したケースは7割あった(厚生労働省, 2021d)。このなかには虐待が再発するケースもありうることを認識しておく必要がある。さらに、実際には相談・通報されない虐待もあり、こうした場合は虐待者が行動を変容させない限り、子どもたちが虐待から逃れることは困難である。保護されず、程度の違いはあるものの虐待を受け続けて

子ども、家族、働く母親の現状



『令和2年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数(速報値)』より筆者作成

図1 児童虐待相談対応件数の動向

いる子どもの存在が危ぶまれる。

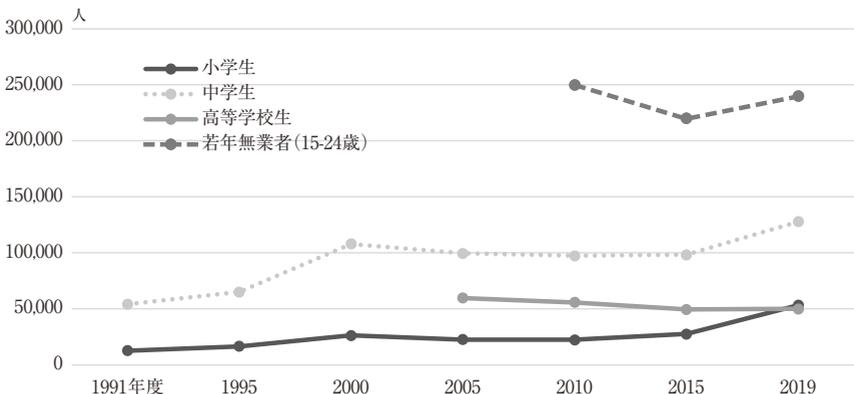
次に、不登校と若者無業者の動向について概観する(図2)。2019年度の不登校児童数は、小学校で53,350人(在籍児童数における割合は0.8%)、中学校で127,922人(3.9%)、高等学校で50,100人(1.6%)である(文部科学省, 2020a)。小中高のうち不登校者が最も多いのは中学校であり、1991年には5万4,000人であったのが1998年以降はおよそ10万人で推移している。小学校では2016年に3万人を超え、以降、増加が著しい。一方、高等学校の不登校者は2004年には最多の6万8,000人であったが、以後、増減はあるものの大幅な変化はない。

2019年度の不登校の主たる要因は、小学生では本人の無気力・不安(41.1%)が最も多く、親子の関わり方(16.7%)、生活リズムの乱れ・遊び・非行(10.3%)、いじめを除く友人関係をめぐる問題(10.2%)と続くが、いじめ(0.4%)は不登校となる主たる要因として現れていない(文部科学省, 2020a)。中学生では、やはり本人の無気力・不安(39.5%)、続いていじめを除く友人関係をめぐる問題(17.2%)、生活リズムの乱れ・遊び・非行(8.6%)、学業の不振(8.5%)、親子

の関わり方(7.5%)であった。小学生と同様、いじめ(0.3%)は主たる要因ではないことがわかる。高校生では同様に本人の無気力・不安(33.8%)が最も多く、生活リズムの乱れ・遊び・非行(15.0%)、いじめを除く友人関係をめぐる問題(12.1%)が要因となっている。

高校生については不登校以外に中退という選択肢も考えられる。高校中退者は減少傾向にあるが、2019年度はおよそ4万3,000人(中退率は1.3%)であった(内閣府, 2021)。中退する理由としては、学校生活・学業不適應が最多で(36.6%)、次いで進路変更(35.5%)が多い。学業不振(6.8%)などのその他の理由が占める割合は一桁台で、中退の大きな原因にはなっていない。

本項では、15-24歳の若年無業者(非労働力人口のうち家事も通学もしていない者)にも焦点を当てる。図2にもあるように、2010年度の15-24歳の無業者はおよそ25万人であったが、その後は減少傾向に転じた(総務省, 2021)。しかし2019年度には24万人に上昇し、2020年度にはおそらくコロナ禍による失業もあってその数は37万人に増加している。



『令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について』
『労働力調査(基本集計)2020年(令和2年)平均結果の要約』より筆者作成

図2 小中高生の不登校・若年無業者(15-24歳)

以上、子どもに関わる主要な問題についてのデータを見てきた。子どもが直面している問題には、以上に加え、貧困、いじめ、ひきこもり、特に近年増加している10-20代の若年者の自殺など、本項で扱えなかった問題が数多くある。子どもの問題には、大人の事情や様々な要素が絡み合う複雑な現実が背景にある場合が多い(小西, 2020)。こうしたデータは、子どもと不可分の母親の労働参加のあり方を検討するうえで、まずは子どもの現実問題に着目し、そこから出発することの重要性を示唆する。

3. 家族の状況

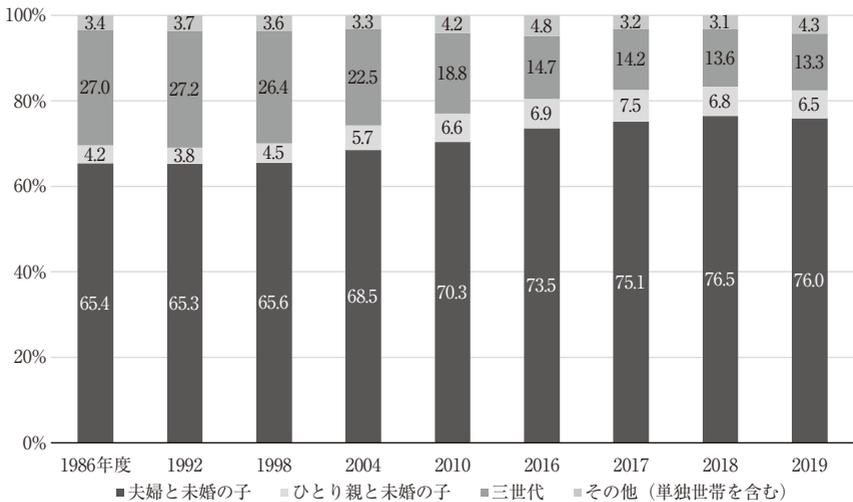
子どもは家庭のなかで家族とともに生活し育つことが基本にある。しかしその家族のあり方は、晩婚化、非婚化、少子化を含む社会の変動につれて変化してきた(中釜・無藤, 2020)。本項では、その変容の主要な現象として、核家族化と離婚の動向に焦点を当てる。

まず、家族の量的な側面に注目する。世帯数を見ると、人口減少に反して世帯数は増加していることがわかる。厚生労働省(2020a)による国民生活基礎調査が初めて実施された1986年の世帯総数は3,754万世帯であったが、2019年には5,179世帯に増加している。一方、世帯を構成する平均人員を見ると、同期間に3.22人から2.39人へと減少しており、家族の縮小化、すなわち核家族化の進行が読み取れる。

子どものいる世帯を見ると、2019年は1,122万世帯で、1986年の1,736万世帯から減少し、全世帯における割合は46.2%から21.7%へと大幅に低下している(厚生労働省, 2020a)。従って、同期間の子どものない世帯の割合は53.8%から78.3%に拡大したことになる。子どものいる世帯での児童数について2019年のデータを見ると、子ども1人の世帯が46.8%、2人が40.3%、3人以上が12.9%で、子ども1人の世帯が2人の世帯を上回っている状況がわかる。

子ども、家族、働く母親の現状

図3は、子どものいる世帯の世帯構造の変化を示している。子どものいる世帯では、夫婦と未婚の子のみの世帯が圧倒的に多い(厚生労働省, 2020a)。昨今、ひとり親家庭、とりわけ母子世帯の報道が目立つが、世帯構造別の割合を見ると1986年度から一貫して10%に満たないことがわかる。世帯数では、1986年度は72万2,000世帯(子どものいる全世帯の4.2%), 2019年度では72万4,000世帯(6.5%)で、その間に増減はあるものの大きな増加はない。ひとり親世帯数のうち母子家庭を見ると、1986年度には60万世帯、2019年度には64万4,000世帯で、この30年間に大幅な上昇は見られない一方で、父子家庭は、11万5,000世帯から7万6,000世帯に減少している。子どものいる三世帯も同期間に469万世帯(27.0%)から149万世帯(13.3%)へと大幅に減少し、子どものいる核家族世帯についても1,208万世帯から925万世帯への減少を見せている(子どものいる全世帯における割合は69.6%から82.5%に上昇)。成人の家族構成員の減少は、家庭における子育ての担い手が少なくなることを意味し、親の子育て負担が増す



『2019年国民生活基礎調査の概況』より筆者作成

図3 世帯構造別子どものいる世帯の割合

ことにつながっていく(板倉, 2020)。

次に離婚の状況を概観する。離婚についての統計を見ると、離婚件数は1964年以降、増加傾向にあったが、その後減少に転じたものの、再び増加し2002年には29万組のピークに達し、統計を取り始めて以来の急上昇となった(厚生労働省, 2021c; 湯沢, 2014)。その後は減少が続き、2020年は19万組と報告されている(厚生労働省, 2021c)。こうしたデータには子どものいる世帯のみならず、夫婦のみの世帯の離婚も含まれていることに留意しておく。

子どもをもった夫婦が離婚するとき、最も案ずるのは子どもにどのような影響が及ぶかであろう。両親の離婚を経験した子どもは、傷つき、不安になり、親の離婚は自分のせいだという罪悪感をもつようになることもある(野末, 2020)。離婚は子どもに精神的な影響を与えるだけではない。子どものいる現役世帯の貧困率を見ると、2018年のデータでは大人が2人以上いる場合は11.2%だが、1人の場合は48.3%に跳ね上がっている(厚生労働省, 2020a)。こうしたデータは、子どもを保護・養育する機能を失った家族(大場, 2006)、失いつつある家族の存在にも目を向けていく必要があることを示唆する。

本項で取り上げなかった、親の再婚、親子分離と家族再統合など、親子にまつわる様々な課題が存在し、そうした課題に直面している子どもが数多くいることも視野に入れることが重要である。

4. 女性・母親の就労の現状

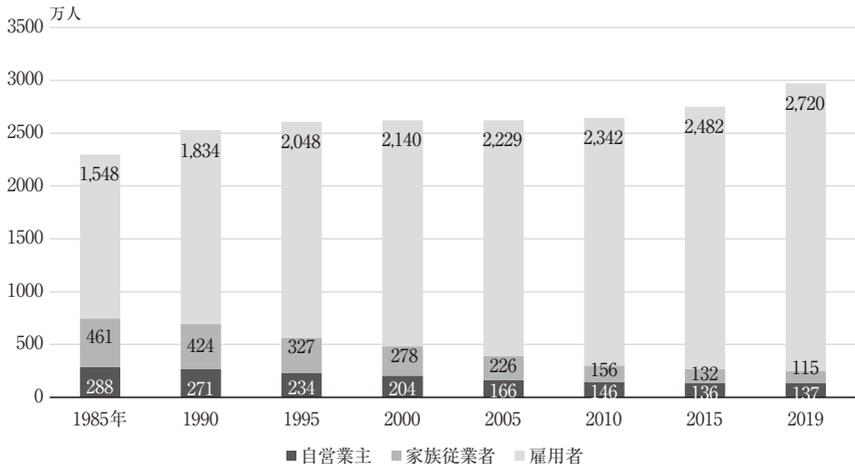
少子高齢化が進む現在の日本社会において労働力を拡大するためには、女性、高齢者、移民の労働参加が重要となる(筒井, 2015)。男女共同参画や女性が輝く日本を促進するための諸政策に後押しされ、母親を含んだ女性の労働参加が進展し、日本は共働き社会へと移行しつつある。

前項では子どもの問題と家族の変容を見てきたが、本項では女性・母親の就

子ども、家族、働く母親の現状

労について理解する。まず、15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口である労働力人口(総務省, 2018)に焦点を当てる。なお、就業者とは、自営業主、家族従業者、雇用者を言う。2019年の女性の労働力人口は3,058万人、労働力人口に占める割合は44.4%であり、前年より44万人増加した(男性は3,828万人、55.6%で前年比11万人増)(厚生労働省, 2019b)。就業者(15歳以上)を見ると、女性の就業者数は2,992万人で、前年に比べ46万人増加し、就業率は(15歳以上人口に占める就業者の割合)は52.2%であった。就業者のうち雇用者を産業別に見ると、「医療・福祉」が最も多く(625万人)、次いで「卸売業・小売業」(519万人)であり、人数では「教育・学習支援業」、「医療・福祉」の分野での増加が著しいことがわかる。

女性の労働参加について、図4に就業者数の5年ごとの推移を示す。ここでは以上のように就業者を「自営業主」「家族従業者」「雇用者」の3つのカテゴリーとして定義する。さらに「自営業主」を個人経営の事業を営んでいる者、「家族従業者」は自営業主の家族でその自営業主の営む事業に無給で従事している



『令和元年版働く女性の实情』より筆者作成

図4 女性の就業者数の推移(1985-2019年)

者、「雇用者」は会社・団体・官公庁または自営業主や個人家庭に雇われて給料・賃金を得ている者および会社・団体の役員と定義する(総務省, 2018)。

図4で見られるように、女性の就業者は明らかに増加している。2019年の女性の就業者のうち、自営業主は137万人、家族従業者は115万人、雇用者は2,720万人と圧倒的に多くなっている(厚生労働省, 2019a)。また、雇用者は経年とともに増加しているが、その一方で自営業主と家族従業者は減少していることが明らかである。

以上は母親を含む女性の労働参加についてだが、次に、母親の就労状況について概観する。2019年に子どもがいる世帯で母親が仕事をしている世帯は787万あり、子どもがいる全世帯(1,087万)の72.4%に相当した(厚生労働省, 2019a)。2004年は56.7%であったことから、大幅に増加している状況がわかる(厚生労働省, 2020a)。

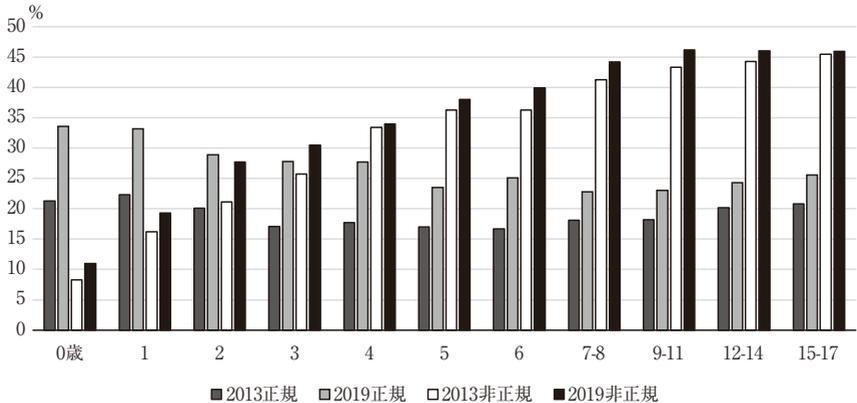
女性の就労に関して問題視されている課題の一つに、非正規雇用の増加がある。図5は末子の年齢階層別に母親の仕事の状況がどのように推移してきたかを示しているが、正規の職員・従業員、非正規の職員・従業員とも増加している傾向が表れている(厚生労働省, 2020b)。なお、正規・非正規とも、職員・従業員には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳、勤め先での呼称不詳なケースは含まれていない。

図5に見られるように、2013年と2019年の比較では、子どものいかなる年齢階層でも正規の職員・従業員、非正規の職員・従業員ともに増加している。非正規での雇用率を見ると、両年とも末子の年齢が高くなるにつれ上昇していることがわかる。正規の雇用率では、2013年には末子が0歳では21.3%、1歳では22.3%であったが、2019年ではそれぞれ33.6%、33.2%と大幅な上昇が示され、育児休暇が充実したことによって離職が阻まれている状況がうかがわれる。しかし、2019年の正規雇用率を経年的に追うと、末子の年齢が高い母親の方が、末子の年齢が低い母親に比べ、正規で働く割合が低くなっていく状況にも注目

子ども、家族、働く母親の現状

する必要がある。こうした背景にはどのような要因があるのかを見出すことが重要であると考え。その一方で、非正規の職員・従業員の雇用率を見ると、子どもの年齢が高くなるにつれ上昇し、末子が7、8歳に達すると40%を超えている。こうしたデータは、日本の女性の雇用率がM字カーブを描くこと、一旦退職すると正規職員・従業員として再就職することが困難であることを裏付ける。

出産前後の就労継続に関する最新のデータ(2010-14年)では、第1子の出産後も就労を継続する女性の割合は53.1%であった(国立社会保障・人口問題研究所, 2017)。半数近い女性が第1子の出産を機に退職していることが示されている。第2子出産前後では78.1%, 第3子では79.1%と、就労継続率が高まっているものの、依然として5人に1人の母親は退職する状況がわかる。



『2019年国民生活基礎調査の概況』より筆者作成

図5 母親の雇用状況(正規・非正規の職員・従業員)の推移
(末子の年齢階層別, %)

本項では、女性、とりわけ母親の就労状況について概観してきた。コロナ禍の影響は考えられるものの、政策・制度の後押しもあって、今後も働く女性・母親は増加していくことが予測される。

5. おわりに—子ども、家族、女性・母親の就労を総括して

以上で見てきたように、子どもの健全な成長につながらない児童虐待、不登校、自殺は増加傾向にある一方で、子どもの生活基盤となる家族は縮小し、機能低下がうかがわれる。また、保育園の普及によって、家庭における育児能力の重要性が低下しているとの指摘もある(山口, 2019)。そのようななかで母親を含む女性の労働参加が進行している。人手不足に対応するための労働環境の整備や諸政策の後押しによって、正規雇用者として働く母親は増加傾向にあるが、非正規雇用率は依然として高い。雇用の非正規化や、日本の新卒一括採用の慣行により正規雇用としての再就職が困難なこともあるが、正規雇用者としての再就職を望まない女性も存在する(前田, 2019)。非正規労働は家計の補助の観点からは満足のいく働き方ではないかもしれないが、正規雇用に比べ子どもと過ごす時間が短縮されないことが想定され、あえて非正規雇用を選択することも母親にとって重要な選択肢と思われる。筆者が実施したオランダのワーキングマザーへの調査(明石, 2018)では、母親は子どもとの時間を確保するためにパートタイム勤務を選択し、それが母親たちのウェルビーイングにもつながっていた。

本稿では、母親の就労を、女性の労働参加や社会進出というマクロ政策的な観点からではなく、母親とその家族である子どもというミクロの視点を含めて見直す基盤として、子ども、家族、女性・母親の就労に関するデータを振り返った。日本では、母親の就労と子どもの関係性についての先行研究は極めて少なく(明石, 2019)、海外の研究においても、母親の雇用形態や就労期間、育児についての親の考え方など、子どもに影響する要素は多様であるため、母親の就労が子どもにもたらす標準的な影響は見出されていない(明石, 2020)。

本稿は、子ども、家族、母親の就労に関するデータ間の相関や、原因と結果を見出すことを意図していない。しかしながら、家族のあり方が変容し、子ど

もにまつわる問題が社会化されているなかで、女性、とりわけ母親の労働参加を、女性の権利や自己実現、労働力の補完という視点のみで推進していくことに疑問を呈する。2007年に仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章が提示された。同憲章では、「誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間をもてる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない」としている(内閣府, 2008)。しかし、ここには親の就労が子どもの成長にどう関係するかは視点は含まれていない。ワーク・ライフ・バランスを考えると、仕事と生活の時間をどう割り振るかという量的なバランスのみならず、母親の就労と子どもの健やかな成長の質的なバランスも視野に入れ、家族を単位とした総合的な観点が不可欠であると考えられる。

横山(2006)は家族は人が生を受け生まれ人格を形成する場であると説き、佐藤(2006)は個の成長の影には家族のサポートがあると主張する。また井上(2019)は、子どもの社会化、すなわち子どもが成長し社会の一員として生活できるようになるプロセスにおいて母親は重要な担い手であることを指摘する。子どもにとって母親や家族は不可分の存在であるため、母親が働くことと子どもの問題はそれぞれ個別の課題や政策として扱うのではなく、連携させて検討していく必要がある。

本稿で取り上げたデータ以外にも、いじめ、再婚、父親の役割など、親子に関わる重要なデータが多数存在する。また、本稿で示した量的なデータだけでなく、親子関係などについての質的なデータの分析も必要である。こうした点を今後の研究課題として最後に報告しておきたい。

参考文献

明石留美子, 2018, 「ワーキングマザーのワーク・ライフ・バランス：女性のウェルビーイ

子ども、家族、働く母親の現状

- ングが保たれる社会へ—オランダの在り方から考える」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』150, pp.21-45.
- 明石留美子, 2019, 「母親の就労が子どもに与える影響—日本の研究で明らかにされていること」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』153, pp.1-13.
- 明石留美子, 2020, 「母親の就労と子ども—母親の就労が子どもに与える影響について海外の研究では何が明らかにされているのか」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』154, pp.67-81.
- 井上清美「子育てと子どもの社会化」, 長津美代子・小澤千穂子 編『改訂 新しい家族関係学』建帛社, 2019年, pp.121-135.
- 板倉香子「少子化対策と子育て支援」, 板垣国光・岩田美香・板倉香子・新藤こずえ編『子ども家庭福祉』生活書院, 2020年, pp.97-112.
- 大場登「家族と離別」, 横山和行・佐藤仁 編『家族心理学特講』, 2006年, pp.34-45.
- 厚生労働省, 2019a, 「付属統計表 付表1-53」『令和元年版働く女性の实情』(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsujo/dl/19fu-1.pdf>)2021.9.3閲覧.
- 厚生労働省, 2019b, 『令和元年版働く女性の实情』(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsujo/19.html>)2021.9.3閲覧.
- 厚生労働省, 2020a, 『2019年国民生活基礎調査の概況』(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/index.html>)2021.8.29閲覧.
- 厚生労働省, 2020b, 「統計表」『2019年国民生活基礎調査の概況』(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/06.pdf>)2021.8.29閲覧.
- 厚生労働省, 2021a, 「令和2年中における自殺の状況」(<https://www.mhlw.go.jp/content/R2kakutei-01.pdf>)2021.8.30閲覧.
- 厚生労働省, 2021b, 「令和2年度児童相談所での児童虐待相談対応件数(速報値)」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000824359.pdf>)2021.8.29閲覧.
- 厚生労働省, 2021c, 「令和2年(2020)人口動態統計月報年計(概数)の概況」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai20/dl/gaikyouR2.pdf>)2021.9.4閲覧.
- 厚生労働省, 2021d, 「令和3年度 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000019801_00004.html)2021.9.5閲覧.
- 国立社会保障・人口問題研究所, 2017, 『2015年 社会保障・人口問題基本調査(結婚と出産に関する全国調査): 現代日本の結婚と出産—第15回出生動向基本調査(独身者調査ならびに夫婦調査)報告書—』(http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/NFS15_reportALL.pdf)2021.8.31閲覧.
- 小西祐馬「現代社会と子ども」, 板垣国光・岩田美香・板倉香子・新藤こずえ編『子ども家庭福祉』生活書院, 2020年, pp.13-25.

子ども、家族、働く母親の現状

- 佐藤仁美, 2006, 「家族ライフサイクル：家族発達とその課題」, 横山知行・佐藤仁美編『家族心理学特論』放送大学教育振興会, pp.12-22.
- 総務省, 2012, 「児童虐待の防止等に関する政策評価：評価の結果及び勧告」(https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/53256.html)2021.9.6閲覧.
- 総務省, 2017, 「平成29年就業構造基本調査の概要」(<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2017/index.html>)2021.9.6閲覧.
- 総務省, 2018, 「労働力調査 用語の解説」(<https://www.stat.go.jp/data/roudou/definit.html>)2021.9.4閲覧.
- 総務省, 2021, 「労働力調査(基本集計)2020年(令和2年)平均結果の要約」(<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/ft/pdf/index1.pdf>)2021.9.5閲覧.
- 筒井淳也, 2015, 『仕事と家族：日本はなぜ働きづらく、産みにくいのか』中央公論新社.
- 内閣府, 2008, 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」『仕事と生活の調和推進サイト：ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて』(http://www.cao.go.jp/wlb/government/20barrier_html/20html/charter.html)2021.9.10閲覧.
- 内閣府, 2019, 『令和元年版 子供・若者白書』(<https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/r01honpen/index.html>)2021.9.5閲覧.
- 内閣府, 2021, 『令和3年版子供・若者白書』中釜洋子・無藤清子, 「家族システム論：家族をどうとらえるか」, 中釜洋子・野末武義・布柴靖枝・無藤清子 編『家族心理学：家族システムの発達と臨床的援助』有斐閣, pp.3-18.
- 野末武義, 2020, 「夫婦関係の危機と援助：愛情は幻だったのか」, 中釜洋子・野末武義・布柴靖枝・無藤清子 編『家族心理学：家族システムの発達と臨床的援助』有斐閣, pp.159-176.
- 法務省, 2020, 『令和2年版犯罪白書』(<https://www.moj.go.jp/content/001338452.pdf>)2020.8.3閲覧.
- 前田泰伸, 2019, 「働く女性の現状と課題 —女性活躍の推進の視点から考える」『経済のプリズム』181, pp. 21-44. (https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r02/zentai/pdf/r02_tokusyu.pdf p.30)2021.9.10閲覧.
- 文部科学省, 2020a, 「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(https://www.mext.go.jp/content/20201015-mext_jidou02-100002753_01.pdf)2021.9.5閲覧.
- 文部科学省, 2020b, 「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」(https://www.mext.go.jp/kaigisiryoo/content/20201204-mxt-syoto02-000011235_2-1.pdf)2021.8.29閲覧.
- 山口慎太郎, 2019, 『「家族の幸せ」の経済学：データ分析でわかった結婚、出産、子育ての真実』光文社.

子ども、家族、働く母親の現状

- 山下美紀, 2019, 「子どもが直面している問題」, 長津美代子・小澤千穂子 編『改訂 新しい家族関係学』建帛社, pp.25-40.
- 湯沢雍彦, 2014, 『データで読む平成期の家族問題：四半世紀で昭和とどう変わったか』朝日新聞出版.
- 横山知行, 2006, 「家族心理学への誘い」, 横山知行・佐藤仁美 編『家族心理学特論』放送大学教育振興会, pp.1-11.